

健康保険証の廃止等に関するQ & A

このQ & Aは令和6年9月13日時点の情報を基に作成しています。

まだ未確定なことから今後変更になる場合もありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

質 問 一 覧

《 現行の保険証に関すること 》【3ページ】

Q1	保険証はいつまで交付されるのか？
Q2	保険証の有効期限は令和7年12月1日までか？
Q3	退職者から保険証の回収は必要か？
Q4	令和7年12月2日以降、保険証の回収は必要か？

《 マイナ保険証に関すること 》【4～5ページ】

Q5	マイナ保険証とはどのようなものか？
Q6	マイナ保険証を持っていないが、令和6年12月2日以降はどのように医療機関に受診すればよいのか？
Q7	マイナ保険証の情報はどのように更新されるのか？
Q8	マイナ保険証で受診しようとしたところ、マイナ保険証を読み取るカードリーダーが無い医療機関だった。どのように受診すればよいのか？
Q9	マイナ保険証を持っていても、医療機関にカードリーダーがあるかどうか分からないことから、「資格情報のお知らせ」を常に持ち歩かなければならないのか？
Q10	資格取得届及び被扶養者（異動）届の提出期限はあるのか？
Q11	マイナナンバーを記入した資格取得届及び被扶養者（異動）届を提出後、どのぐらいの期間でマイナ保険証に反映されるのか？
Q12	令和6年12月2日以降に資格取得届及び被扶養者（異動）届を提出する場合で、届出書にマイナナンバーが記入されていない場合、マイナ保険証として使用できないのか？
Q13	令和6年12月2日以降、不要になる届出はあるのか？
Q14	事業所ではマイナ保険証の保有の有無を把握しなければならないのか？

《 資格確認書に関すること 》【6～7ページ】

Q15	資格確認書とはどのようなものなのか？
Q16	資格確認書があればマイナ保険証がなくても医療機関に受診できるのか？
Q17	資格確認書の有効期限はどれぐらいか？更新はどのようになるのか？
Q18	マイナナンバーカードを持つ予定はない。資格確認書が繰り返し更新されれば今後も長期間使える予定なのか？
Q19	マイナ保険証を持っていない方に対し、資格確認書はどのように交付されるのか？
Q20	保険証は持っているが、マイナ保険証は持っていない。令和7年10月頃に資格確認書が交付されるとのことだが、申請は必要なのか？
Q21	資格確認書が必要な場合のみ資格取得届及び被扶養者（異動）を提出すればよいのか？

Q22	経過措置期間中(令和6年12月2日～令和7年12月1日)に有効な現行の保険証を持っている方が、資格確認書の交付を希望した場合、発行されるのか？
Q23	資格確認書を紛失した場合、再交付してもらえるのか？
Q24	資格確認書を持っている方が退職した場合、返却が必要か？
Q25	資格確認書の有効期限が切れた場合、返却が必要か？
Q26	資格確認書が交付された後、マイナ保険証を取得した場合、資格確認書の返却は必要か？
Q27	被保険者が退職する際に資格確認書を返却することのだが、資格確認書を滅失してしまった場合は、どのようにすればよいのか？
Q28	事業所では、資格確認書が交付されている者と交付されていない者を管理していくのか？

《 資格情報のお知らせに関すること 》【8～10ページ】

Q29	資格情報のお知らせとはどのようなものなのか？
Q30	資格情報のお知らせはいつ時点の情報で作成されるのか？
Q31	資格情報のお知らせは個人ごとに送付されるのか？
Q32	令和6年10月に一括して資格情報のお知らせが交付された後、新たに加わった方には資格情報のお知らせは交付されるのか？
Q33	海外勤務でマイナンバーが無い方に資格情報のお知らせは送付されるのか？
Q34	氏名が全てカタカナで表示されている資格情報のお知らせがあるが、なぜなのか？
Q35	資格情報のお知らせで情報を確認した結果、誤りがあった場合、どのように健康保険組合に連絡するのか？
Q36	氏名変更した場合、資格情報のお知らせは再交付されるのか？
Q37	資格情報のお知らせはいつまで発行されるのか？
Q38	70歳以上の方の医療費負担割合が変更になった場合、資格情報のお知らせは再交付されるのか？
Q39	令和6年12月2日以降に70歳に到達した方がいた場合、高齢受給者証が届くのか？資格情報のお知らせが届くのか？
Q40	資格情報のお知らせを持っている方が退職した場合、返却が必要か？
Q41	資格情報のお知らせを紛失した場合、再交付は可能か？
Q42	マイナポータルから自身のスマホに「医療保険の資格情報(PDFファイル)」をダウンロードする方法は？
Q43	マイナ保険証を読み取るカードリーダーが無い医療機関に受診する場合、資格情報のお知らせを持参するのを忘れた場合、受診できるか？

《 その他に関すること 》【11ページ】

Q44	資格取得届及び被扶養者(異動)届を更新し、資格確認書交付希望欄を設けるとのことだが、旧届出用紙は使用できるのか？
Q45	令和6年12月2日以降に高齢受給者証の交付はあるのか？
Q46	令和6年12月2日以降に限度額適用認定申請書の申請は必要なのか？
Q47	熱海「薫風荘」を利用する場合、現在は保険証を提示しているが、令和6年12月2日以降はどのようになるのか？

《 現行の保険証に関すること 》

Q1	保険証はいつまで交付されるのか？
A1	令和6年11月29日(金)までに当組合に到着かつ処理された届出書について交付します。 なお、令和6年11月29日(金)までに当組合に到着した届出書でも、不備等があり保留された場合または返戻した場合で、不備が解消されたのち処理されたのが令和6年12月2日(月)以降になった場合には保険証は交付できません。 また、令和6年12月1日入社による資格取得届は、令和6年11月29日(金)までに当組合に到着したとしても、処理が令和6年12月2日(月)以降になるため、保険証は交付できません。被扶養者(異動)届も同様です。

Q2	保険証の有効期限は令和7年12月1日までか？
A2	○事業所に勤務されている方及びその被扶養者の保険証有効期限は令和7年12月1日までになります。ただし、令和7年11月30日以前に75歳誕生日を迎える場合には、75歳誕生日の前日までになります。なお、事業所に勤務されている方及びその被扶養者の保険証に有効期限は記載されていません。 ○退職後に任意継続被保険者になられている方及びその被扶養者の保険証有効期限は、「令和7年12月1日」、「資格取得後2年」または「75歳誕生日の前日」いずれか早い方になります。なお、任意継続被保険者及びその被扶養者の保険証には有効期限として「資格取得後2年」または「75歳誕生日の前日」いずれか早い方が記載されていますが、「令和7年12月1日」は記載されていません。

Q3	退職者から保険証の回収は必要か？
A3	○令和7年12月1日以前に資格喪失(退職等)された場合には回収が必要です。事業所経由で資格喪失届とともに保険証を当組合に返却してください。 ○令和7年12月2日以降に資格喪失(退職等)された場合には回収の必要はありません。(令和7年12月2日以降は、保険証は使用できなくなりますので、個人毎に廃棄してください。)

Q4	令和7年12月2日以降、保険証の回収は必要か？
A4	不要です。個人毎に廃棄してください。

《 マイナ保険証に関すること 》

Q5	マイナ保険証とはどのようなものか？
A5	マイナ保険証とは、マイナナンバーカードに健康保険証利用登録をしたものです。 令和6年12月2日以降はマイナ保険証で医療機関に受診することが基本になります。

Q6	マイナ保険証を持っていないが、令和6年12月2日以降はどのように医療機関に受診すればよいのか？
A6	○令和7年12月1日までは現行の保険証で受診できます。 ○令和7年12月2日以降は、マイナ保険証を持っていない方について、令和7年12月までに当組合より「資格確認書」を交付しますので、資格確認書で受診できます。

Q7	マイナ保険証の情報はどのように更新されるのか？
A7	事業所より当組合へ各届出を提出いただきますと、まず当組合システムに情報を入力します。 その後、当組合システムからマイナナンバーの情報を管理している「中間サーバー」に情報が連携されます。 中間サーバーに情報が連携されますと、マイナ保険証の情報が更新されます。

Q8	マイナ保険証で受診しようとしたところ、マイナ保険証を読み取るカードリーダーが無い医療機関だった。どのように受診すればよいのか？
A8	マイナ保険証(マイナナンバーカード)と「資格情報のお知らせ」をあわせて提示することで受診できます。

Q9	マイナ保険証を持っていても、医療機関にカードリーダーがあるかどうか分からないことから、「資格情報のお知らせ」を常に持ち歩かなければならないのか？
A9	「資格情報のお知らせ」も常備した方が安全です。 なお、スマホ等でマイナポータルから「資格情報」をPDFファイルでダウンロードすることができます。このPDF画面の提示で「資格情報のお知らせ」に代えることができますので、この場合には紙を持ち歩く必要はありません。

Q10	資格取得届及び被扶養者(異動)届の提出期限はあるのか？
A10	従来通り、事実発生日から5日以内に届出いただくことになります。

Q11	マイナンバーを記入した資格取得届及び被扶養者(異動)届を提出後、どのぐらいの期間でマイナ保険証に反映されるのか？
A11	当組合到着後、約3日必要です。 ただし、不備のない届出書に限ります。

Q12	令和6年12月2日以降に資格取得届及び被扶養者(異動)届を提出する場合で、届出書にマイナンバーが記入されていない場合、マイナ保険証として使用できないのか？
A12	使用できますが、確認行為に時間がかかりますので、使用できるまで期間を要します。(マイナンバーが登録されるまでは使用できません。) したがって、資格取得届及び被扶養者(異動)届にはマイナンバーの記入をお願いいたします。

Q13	令和6年12月2日以降、不要になる届出はあるのか？
A13	ありません。 保険証の交付が廃止になりますが、資格取得届、資格喪失届、被扶養者(異動)届、月額変更届、氏名変更届、住所変更届等の各届出はこれまでどおり提出が必要です。

Q14	事業所ではマイナ保険証の保有の有無を把握しなければならないのか？
A14	把握していただくことになります。 ○令和6年12月2日以降の被保険者及び被扶養者の加入の際には、資格取得届及び被扶養者(異動)届に「資格確認書の交付希望欄」が新設されますので、対象者に確認し、把握したうえで記入いただきます。 ○令和6年12月1日以前の加入者の方々のマイナ保険証の保有の有無は、当組合よりお知らせする予定です。(今後、国から通知が発出されてお知らせできるようになる予定です。国からの通知及びシステム開発等がされ、可能になった際にあらためて広報いたします。)

《 資格確認書に関すること 》

Q15	資格確認書とはどのようなものなのか？
A15	資格確認書とはマイナ保険証を持っていない方に交付する証書で、現行の保険証の代わりになるものです。

Q16	資格確認書があればマイナ保険証がなくても医療機関に受診できるのか？
A16	受診できます。

Q17	資格確認書の有効期限はどれぐらいか？更新はどのようになるのか？
A17	資格確認書の有効期限は原則3年程度を予定しています。 通常は、更新の1～2か月前に新しい資格確認書を交付しますので、差し替えをお願いいたします。 ※ マイナ保険証を所持している方に緊急対応で交付される場合は、短期の有効期限が設定されます。 この場合、更新はありません。

Q18	マイナンバーカードを持つ予定はない。資格確認書が繰り返し更新されれば今後も長期間使える予定なのか？
A18	使える予定です。現状、資格確認書の廃止の予定はありません。

Q19	マイナ保険証を持っていない方に対し、資格確認書はどのように交付されるのか？
A19	○令和6年12月1日以前の加入者でマイナ保険証を持っていない方には令和7年10月頃に一括交付予定です。(申請は不要) ○令和6年12月2日以降の加入者でマイナ保険証を持っていない方には、資格取得届及び被扶養者(異動)届の様式を変更し、資格確認書交付希望欄を設ける予定ですので、こちらで申請してください。

Q20	保険証は持っているが、マイナ保険証は持っていない。令和7年10月頃に資格確認書が交付されるとのことだが、申請は必要なのか？
A20	申請は不要です。

Q21	資格確認書が必要な場合のみ資格取得届及び被扶養者(異動)を提出すればよいのか？ (マイナ保険証を持っている者は資格取得届及び被扶養者(異動)を提出しなくてよいのか？)
A21	資格確認書の必要有無にかかわらず、資格取得届及び被扶養者(異動)届の提出が必要です。

Q22	経過措置期間中(令和6年12月2日～令和7年12月1日)に有効な現行の保険証を持っている方が、資格確認書の交付を希望した場合、発行されるのか？
A22	発行できません。 なお、マイナ保険証を持っていない方には、令和7年10月頃に一括して資格確認書を交付します。 ただし、経過措置期間中に現行の保険証を紛失された場合は、交付申請に基づき資格確認書を交付します。

Q23	資格確認書を紛失した場合、再交付してもらえるのか？
A23	再交付できます。

Q24	資格確認書を持っている方が退職した場合、返却が必要か？
A24	必要です。

Q25	資格確認書の有効期限が切れた場合、返却が必要か？
A25	不要です。

Q26	資格確認書が交付された後、マイナ保険証を取得した場合、資格確認書の返却は必要か？
A26	マイナ保険証を取得した時点では返却不要ですが、その後に資格喪失(退職等)された場合は返却してください。(有効期限が切れていれば返却不要です。)

Q27	被保険者が退職する際に資格確認書を返却するとのことだが、資格確認書を滅失してしまった場合は、どのようにすればよいのか？
A27	これまでの保険証と同様に、資格確認書滅失届(様式を作成予定)の提出が必要です。 なお、被保険者と連絡不能になってしまった場合には、資格確認書回収不能届(様式を作成予定)の提出が必要です。

Q28	事業所では、資格確認書が交付されている者と交付されていない者を管理していくのか？
A28	管理をお願いすることになります。 なお、当組合より発行者リストを送付することをシステム業者と検討する予定です。

《 資格情報のお知らせに関すること 》

Q29	資格情報のお知らせとはどのようなものなのか？
A29	○資格情報のお知らせとはマイナンバーに紐づけされた資格情報を確認していただくためのお知らせです。 ○資格情報のお知らせの下部にカード型に切り取れる箇所がありますので、医療機関等にマイナ保険証を読み取るカードリーダーがないとき、不具合でカードリーダーが使えない時には「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」をあわせて提示していただくと受診できます。

Q30	資格情報のお知らせはいつ時点の情報で作成されるのか？
A30	○当初は令和6年9月21日時点の情報で一括作成し、令和6年10月下旬に交付します。 ○令和6年9月22日以降に加入や氏名等の変更が処理された方は、「資格情報のお知らせ」に作成日が記載されていますので、確認することができます。

Q31	資格情報のお知らせは個人ごとに送付されるのか？
A31	世帯単位(保険証の記号番号単位)で封入し、事業所へ送付します。事業所から各被保険者へお渡しいただき、被保険者から被扶養者へお渡しいただきます。 なお、1封筒につき資格情報のお知らせを4枚まで封入しますが、被扶養者が多い方は封筒が2通以上に分かれる場合があります。

Q32	令和6年10月に一括して資格情報のお知らせが交付された後、新たに加入した方には資格情報のお知らせは交付されるのか？
A32	交付します。 令和6年9月22日から令和6年12月1日までに加入の処理がされた方は令和6年12月下旬から令和7年1月中旬に交付する予定です。 令和6年12月2日以降に加入の処理がされた方には随時交付します。

Q33	海外勤務でマイナンバーが無い方に資格情報のお知らせは送付されるのか？
A33	送付しません。 資格情報のお知らせはマイナンバーが登録された方にのみ送付します。

Q34	氏名が全てカタカナで表示されている資格情報のお知らせがあるが、なぜなのか？
A34	漢字氏名にシステム上表示できない「外字」がある場合や、外国人の方で外国語がシステム上の文字数制限を超える長さの氏名の場合には、氏名欄がカタカナで表示される場合があります。

Q35	資格情報のお知らせで情報を確認した結果、誤りがあった場合、どのように健康保険組合に連絡するのか？
A35	事業主経由で各届出書(氏名変更届等)の提出をお願いいたします。 フリガナの訂正につきましても氏名変更(訂正)届を活用いただき、届出をお願いいたします。 各届出書に訂正前の資格情報のお知らせの添付は不要です。当組合にて各届出書を受付後、訂正した資格情報のお知らせをあらためて交付しますので差し替えをお願いいたします。 各届出書は当組合ホームページからダウンロードすることができますので、ご活用ください。

Q36	氏名変更した場合、資格情報のお知らせは再交付されるのか？
A36	氏名変更届を提出いただきますと、資格情報のお知らせを再交付します。 変更前の資格情報のお知らせの添付は不要です。差し替えをお願いいたします。 なお、令和6年12月2日以降、資格確認書が交付された方が氏名変更届を提出された場合には、資格確認書を再交付します。(資格情報のお知らせは交付しません。)

Q37	資格情報のお知らせはいつまで発行されるのか？
A37	現在、期限はありません。 マイナ保険証を読み取ることができない場合には必要なことから、今後も発行が続くと思われます。 なお、資格確認書を持っている方には発行しません。

Q38	70歳以上の方の医療費負担割合が変更になった場合、資格情報のお知らせは再交付されるのか？
A38	再交付します。 なお、変更前の資格情報のお知らせの返却は不要です。

Q39	令和6年12月2日以降に70歳に到達した方がいた場合、高齢受給者証が届くのか？資格情報のお知らせが届くのか？
A39	○現行の保険証を持っている方(令和6年12月1日までに加入している方)には、高齢受給者証と資格情報のお知らせの両方を交付します。(令和7年12月1日まで) ○現行の保険証を持っていない方(令和6年12月2日以降に加入した方)で、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証を持っていない方(資格確認書をお持ちの方)には高齢受給者証を交付します。

Q40	資格情報のお知らせを持っている方が退職した場合、返却が必要か？
A40	不要です。

Q41	資格情報のお知らせを紛失した場合、再交付は可能か？
A41	可能です。 資格情報のお知らせ再交付願(様式を作成予定)を提出いただければ再交付します。 なお、マイナポータルから同内容のファイル「資格情報(PDFファイル)」をダウンロードすることができますので、そちらを活用いただくこともできます。この場合、再交付は不要です。

Q42	マイナポータルから自身のスマホに「医療保険の資格情報(PDFファイル)」をダウンロードする方法は？
A42	ご自身のスマホでマイナポータルにログイン後、証明書の中の「健康保険証」をタップしてください。 「資格情報」画面が表示されますので、下の方へスクロールして「端末に保存」をタップしてください。PDFファイルを保存することができます。

Q43	マイナ保険証を読み取るカードリーダーが無い医療機関に受診する場合で、資格情報のお知らせを持参するのを忘れた場合、受診できるか？
A43	この場合、スマホにてマイナポータルからダウンロードした資格情報画面と、マイナンバーカードの両方を提示すれば受診できます。 なお、資格情報画面を提示することもできない場合には、被保険者資格申立書を記入すれば受診できます。

《 その他について 》

Q44	資格取得届及び被扶養者(異動)届を更新し、資格確認書交付希望欄を設けるとのことだが、旧届出用紙は使用できるのか？
A44	まだ厚生労働省より通知がされていないことから不明です。 ただ、過去の対応から、旧届出用紙でも備考欄等に必要事項を記入することで使用可能になると思われます。 正式に決定しましたら、あらためて広報させていただきます。

Q45	令和6年12月2日以降に高齢受給者証の交付はあるのか？
A45	○現行の保険証を持っている方(令和6年12月1日までに加入している方)には、高齢受給者証と資格情報のお知らせの両方を交付します。(令和7年12月1日まで) ○現行の保険証を持っていない方(令和6年12月2日以降に加入した方)で、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証を持っていない方(資格確認書をお持ちの方)には高齢受給者証を交付します。

Q46	令和6年12月2日以降に限度額適用認定申請書の申請は必要なのか？
A46	○マイナ保険証を持っている方で、カードリーダーが使用できる医療機関に受診する場合には、申請は不要です。マイナ保険証に限度額適用認定証の機能が含まれています。 ○資格確認書を持っている方、またはカードリーダーが使用できない医療機関に受診する場合には、申請が必要です。申請に基づき限度額適用認定証を交付します。

Q47	熱海「薫風荘」を利用する場合、現在は保険証を提示しているが、令和6年12月2日以降はどのようなになるのか？
A47	令和6年12月2日以降は、現行の保険証(令和7年12月1日まで)のほか、マイナンバーカード、資格情報のお知らせ、運転免許証等の身分証明書で本人確認をさせていただきます。 なお、健やかライフ令和6年11月号やホームページ等であらためて広報させていただきます。

【問い合わせ先】

なにかご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

測量地質健康保険組合 業務課 業務第一係 TEL 03-3987-3154